

「出光興産 でんき 継続利用ポイント」規約

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」）は、出光興産株式会社（以下「当社」）が提供する「出光興産 でんき 継続利用ポイント」（以下「本サービス」）の利用条件等を定めたものです。

第2条（総則）

1. 当社は、本規約および「出光興産 でんき ポイントプログラム」利用規約（以下「ポイントプログラム利用規約」）に従って本サービスを提供します。
2. 本規約において電気契約とは、当社「電気需給約款（低圧）」に基づく電気需給契約をいいます。
3. 前項以外の本規約において用いられる用語は、別段の定めがない限り、当社「電気需給約款（低圧）」およびポイントプログラム利用規約の定義によるものとします。
4. 本規約に定めのない事項は、ポイントプログラム利用規約に定めるところによります。
5. 当社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更する際は、当社のウェブサイト等への掲載またはその他当社が定める方法によりお客様にあらかじめお知らせし、変更後の規約は、その実施期日に効力を生じます。実施期日以降の本サービスの提供は、変更後の規約によります。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が電気契約に基づきお客様に電気の供給を開始した日（以下「供給開始日」）から1年経過後の翌月（以下「ポイント付与月」）およびその後1年毎に、お客様に500ポイント付与するサービスです。

第4条（ポイント付与条件）

1. ポイント付与月の前月末日まで電気契約が継続していることをポイント付与の条件とします。
2. 楽天ポイントおよび Ponta ポイントについては、ポイント付与月の末日までに、dポイントについてはポイント付与月の翌月10日頃にポイント付与します。
3. 引越し等により電気契約が終了し新たな電気契約を締結する場合、新たな電気契約の供給開始日から起算して1年経過後の翌月から、ポイント付与します。

第5条（本サービスの変更・終了）

当社は本サービスを変更または終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定

期間において、変更または終了のお知らせおよび終了日を当社のウェブサイト等への掲載
またはその他当社が定める方法により通知します。

2024年3月29日制定
2025年10月30日改定
出光興産株式会社